

★登記手続案内予約制★

奈良地方法務局では、登記手続に関する案内について、**全庁において予約制を導入**していますので、あらかじめ電話又は窓口で日時を予約してください。
予約のない方は、その日のうちにご利用できない場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁される皆様への感染防止のため、奈良地方法務局における登記手続案内については、当分の間、原則として電話による手続案内とさせていただきます。

1 登記手続案内をご利用できる方

原則として登記申請を予定しているご本人様（又はその代理人）に限ります。

2 ご利用時間

できるだけ多くの方にご利用いただけるよう、**1回20分以内**でお願いします。

3 案内内容

登記申請に必要な書類、申請書の書き方等について、一般的な説明のみ行います。

申請書は、案内後、ご自宅等にてご自身で作成願います。

4 ご注意

登記手続案内窓口では、申請書の記載内容及び添付書類についての事前確認（事前審査）はできません。

「審査（申請内容の適否）」は、申請の受付後、登記官が法律等に基づき行います。

5 登記手続案内お問合せ先

庁名	お問合せ先
奈良地方法務局（本局）	☎0742-23-5230 音声ガイダンス⑥
葛城支局	☎0745-52-4950
桜井支局	☎0744-42-2896
五條支局	☎0747-22-2484
橿原出張所	☎0744-22-3045

* 祝日及び年末年始は、案内を行っておりません。

6 資格者代理人への依頼

資格者代理人である司法書士又は土地家屋調査士への相談を希望される方は、下記にお尋ねください。

奈良県司法書士会（TEL0742-22-6677）

奈良県土地家屋調査士会（TEL0742-22-5619）

7 ご注意

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が他人の依頼を受けて登記申請書を作成し、代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合があります。